

徳島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、徳島市（以下「本市」という。）とする。

- 2 市長は実施体制が確保できると認めた者に委託することにより本事業を実施するものとする。
- 3 前項の委託による本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(支援の内容)

第3条 支援の内容については、対象の家庭を訪問し、第1号又は第2号若しくは第1号及び第2号を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、次の各号に掲げる支援を包括的に実施する。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び後片付け
- イ 住居等の清掃及び整理整頓
- ウ 衣類等の洗濯及び補修
- エ 生活必需品の買物
- オ その他、日常的に行う必要がある家事支援

(2) 育児・養育支援

- ア 授乳・離乳食の介助
- イ おむつ交換、排せつの介助
- ウ 衣服の着脱の世話
- エ 沐浴の介助
- オ 保育所等の送迎支援（通院を目的とした送迎は含まない。）
- カ その他、日常的に行う必要がある育児支援

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言

(4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 対象の家庭や児童の状況・養育環境の把握、本市への報告

(支援対象)

第4条 本事業の支援対象は、原則本市に住民登録を有する者で、本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にある者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度（以下「公的制度」という。）による家事・育児支援が利用対象外の家庭又は公的制度では第1条の目的が達成できない保護者、または公的制度利用開始までの間に一時的な援助が必要な保護者
- (5) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

（利用申請等）

第5条 本事業による支援を受けようとする者は、市長に対し、徳島市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）により、申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、速やかに利用の可否を決定し、徳島市子育て世帯訪問支援事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

3 前項に基づき利用を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、利用上限（支援の種別、派遣時間、派遣回数及び利用期間の上限をいう。以下同じ。）を次の表の区分に従い決定し、決定と併せて通知する。

第4条第1号に定める区分	派遣時間	派遣回数		利用期間
	1回につき	1日につき	1週につき	
(1)	30分以上2時間以内	2回まで	3回まで	概ね1ヶ月
(2)		1回	1回	概ね3ヶ月
(3)		2回まで	3回まで	
(4)		1回	1回	
(5)		1回	1回	

注1) 派遣時間は、対象の居宅に到着した時から退去するまでの時間とし、訪問支援員が居宅訪問時の前後に保育所等の送迎支援や生活必需品の買物をした場合は、居宅外での支援時間及び保育所等と居宅間の移動時間も派遣時間に含む。

注2) 利用期間に3月31日を含む場合は、利用期間の末日を3月31日とする。

- 4 第2項の利用の可否及び前項の利用上限を決定する際には、申請者に対するヒアリングや申請者のサポートプランの活用などを通じて、家庭の養育環境等に関するアセスメントを実施することにより申請者の状況を十分に把握し、支援の必要性を検討するものとする。

(利用計画の策定等)

第6条 利用者は、本市から当該利用者に対する支援を依頼された事業者（以下「委託事業者」という。）と支援の詳細を協議し、前条第3項の利用上限の範囲内で、徳島市子育て世帯訪問支援事業利用計画書（様式第3号）を策定する。

- 2 前項の利用計画書は、支援の開始前に委託事業者を通じて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(利用者負担額等)

第7条 利用者は、支援に係る費用の一部を次の表の世帯区分に基づき、負担しなければならない。

(円)

時間		世帯区分			
		生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税所得割課税額77,101円未満世帯	その他世帯
48時間/年までの場合	1時間あたり	0	0	0	1,500
	1回あたりの交通費相当額	0	0	0	930
48時間/年以上の場合	1時間あたり	0	0	600	1,500
	1回あたりの交通費相当額	0	0	370	930
96時間/年以上の場合	1時間あたり	0	300	600	1,500
	1回あたりの交通費相当額	0	190	370	930

注) 利用者の不在等利用者の責による理由により、支援が実施できなかった場合は、利用者は交通費相当額を負担しなければならない。

- 2 前項に定める利用者負担のほか、生活必需品の購入費及び保育所送迎に係る交通費のほか、支援に必要な費用については、利用者が負担する。
- 3 第1項の利用者負担及び前項の費用は、委託事業者が利用者から徴収するものとする。

(変更申請)

第8条 第5条第3項の利用上限を変更しようとする場合は、徳島市子育て世帯訪問支援事業変更・延長申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の場合においては、第5条第2項から第4項までを準用する。

(利用計画の変更)

第9条 前条に基づき新たな支援上限が決定された場合又は既に承認を受けた利用計画を変更しようとする場合は、利用者と委託事業者は協議のうえ、速やかに新たな利用計画書を作成し、支援の実施前に、委託事業者を經由して市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援実施日・実施時間帯の変更のみの場合は、前項の利用計画書の提出を省略し、当該支援実施日に係る第3条第1項第5号の報告の際に支援実施日を報告するものとする。

(利用期間の延長)

第10条 利用者は、利用期間を延長しようとする場合は、利用期間の終了までに、徳島市子育て世帯訪問支援事業変更・延長申請書(様式第4号)により、延長の申請を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、第5条第2項から第4項までを準用する。

(支援の終了・中止)

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を終了または中止し、利用者に対して徳島市子育て世帯訪問支援事業終了(中止)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 第4条の対象者ではなくなった場合
- (2) 訪問支援員に対して非行があった場合
- (3) 支援の延長申請がなく、利用期間が終了した場合
- (4) その他、訪問支援員を派遣することが適当でない認められる場合

(支援の留意事項)

第12条 支援は、原則、利用者の在宅時に行う。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等のためにやむを得ないと市長が必要性を認め、委託事業者及び利用者の双方が合意した場合に限り、利用者不在時に支援を行うことができる。

2 支援を行う日は、次の各号に掲げる日を除く月曜日から金曜日までとし、時間帯は7時から19時までとする。ただし、市長が必要性を認め、委託事業者及び利用者の双方が合意した場合に限り、支援を行う日以外の日に支援を行うことができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 利用者の家庭内に、次の各号に該当する者がいる場合は、該当する者がいる期間、支援の全部又は一部を中止するものとする。

(1) 病児・病後児

(2) 感染症に罹患している者

(3) その他、支援に適した状態ではない者

4 本事業による支援は、利用者の家庭の児童の保育を主たる目的としたものではなく、利用者が家事、通院、静養等を行うための時間の確保や育児の方法に悩んだときにサポートする趣旨で行うものであり、障害等により合理的配慮を超える対応を求められる支援や趣旨に沿わない支援は行わない。

(措置)

第13条 本市は、次の各号全てに該当すると認める場合、措置により、本事業の利用を決定することができる。ただし、当該措置は、強制力を伴わない。

(1) 利用勧奨を行った後も対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請ができないなど、事業を利用することが著しく困難である場合

(2) 本事業の利用を対象者が明確に拒絶しているものではない場合

2 前項の措置による本事業の利用については、利用者に第7条第1項の費用負担を求めない。

3 前2項の他、措置に必要な事項は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。